

(平成 20 年 12 月 08 日 制定)

(平成 27 年 09 月 09 日 改正)

明治薬科大学における公的研究費等に関する不正防止計画

最高管理責任者

明治薬科大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、「学校法人明治薬科大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程」第 5 条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し、その内容について確実に実施する。

1 管理運営体制の整備

(1) 責任体制の明確化

学長を最高管理責任者、事務局長を統括管理責任者、財務部長をコンプライアンス推進責任者とし、本学の公的研究費等の運営及び管理についての責任体制を明確にする。また、これら責任体制をホームページ等で公表する。

(2) 相談窓口の設置

公的研究費等に関する応募・交付申請に係る手続き、関係規則の周知徹底及び統一的な運用を図るため、財務課に相談窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。また、相談窓口について、周知を図る。

(3) 内部監査体制の強化

内部監査室は、不正防止計画推進室と連携して本学全体の視点からモニタリング及び内部監査を実施するとともに、体制の不備の検証を行う。また、内部監査室は、不正発生要因や監査の重点項目について監事及び会計監査人と情報交換を行い、学校法人明治薬科大学内部監査規程に基づき、効率的、効果的かつ多角的な内部監査を実施する。

2 コンプライアンス教育の徹底

不正防止計画推進室は、職員に説明会、ホームページ等を通じ学校法人明治薬科大学行動規範及び関係規則の周知徹底を図る。また、公的研究費等に採択された職員は、法令又は関係法規等を理解しこれを遵守すること、不正を行わないこと、規則等に違反し、不正を行った場合は、本学や公的研究費等を配分する機関による処分・法的な責任を負う旨の誓約書を提出する。

3 公的研究費等の適切な運営・管理活動

(1) 職務権限及び関係規則の明確化

公的研究費等に係る事務処理については、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、理解の共有を図るとともに、関係規則と業務実態が乖離していないか把握し、適切な公的研究費等の運営・管理を行う。

(2) 納品検収の確実な実施

本学に納入されるすべての物品等は、検収室で発注書、納品書を照合し 確実に納品検収を実施する。ただし、検収室による納品検収が困難な物品（放射性同位元素、実験動物等）については、各納品場所等の職員が検収担当者として検収を実施する。

上記の検収室又は検収担当者の検収確認（押印）のないものは、本学への納品とは認めない。

なお、納入業者が適切に納品検収を受けない場合や、不正行為に加担する等の行為があった場合には、取引停止等の厳格な措置を講ずる。また、このことを承諾する旨の誓約書を提出させる。

(3) 旅費の事実確認

出張者へ旅費等を支給する場合は、出張報告書を必ず提出させる。出張報告書を作成するに当たり、業務が研究打合せ等である場合は、参加者の氏名と打合せを行った日時等を明記させる。また、学会出張等である場合は、その事実が確認できる資料の写しを添付させ、事実確認を確実にを行う。

(4) 謝金の事実確認

業務従事者（学生等）は、日々の業務終了後、業務依頼者（研究者）に業務内容及び勤務時間の確認を受け、1 月分を取りまとめた勤務表（タイムカード）を総務課に提出し、総務課職員は提出された勤務表により、その業務内容等の確認を確実にを行う。

(5) 特殊な役務等の検収

英文校正、論文投稿、データベース、ソフトウェア、調査依頼等の特殊な役務等の検収は、有形の成果物が存在する場合は、成果物（校正原稿、CD・DVD、投稿原稿、報告書等の書類）について検収し、有形の成果物がない場合は、検収室もしくは検収担当者による立会い等により、実際に稼働しているものを目視する等、実効性のある検収を行う。

4 不正行為対応手続き等の明確化

(1) 公益通報窓口の設置

不正行為（研究費の不正使用を含む）に関する通報又は相談を受ける窓口を設置する。通報窓口は、通報者等の利便、迅速な対応、情報の一元管理等に資するため、既設の公益通報窓口とする。また、公益通報窓口の設置について、周知を図る。

(2) 不正行為への対応手続きの明確化

不正行為への対応は、「学校法人明治薬科大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程」（以下「不正行為対応規程」という。）に基づき、適切に取り扱う。なお、不正行為が行われたと認定された場合は、不正行為対応規程に基づき、調査結果を関係機関（文部科学省等）に報告し、公表するとともに、関係規則に基づき、必要な処分等の措置を講ずる。

5 不正防止計画の点検・評価

不正防止計画推進室は、常に公的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。